

第5 [参 考]

1 税務機構及び職員数

機 構		各課 定数	職 員 数		
			男	女	計
税 務 監		1	1		1
税 務 部	税 制 課	23	22	4	26 (3)
	市 民 税 管 理 課	16	12	5	17 (1)
	資 産 税 管 理 課	15	12	3	15
合 計		54	46	12	58 (4)
収 納 対 策 部	収 納 対 策 課	12	10	2	12
	債 権 管 理 課	15	6	9	15
合 計		27	16	11	27

か わ さ き	市 民 税 課	管 理 係		7	5	12
		市 民 税 第 1 係		2	6	8
		市 民 税 第 2 係		3	5	8
市 民 税 第 3 係			6	1	7	
		計	35	18	17	35
市 税 務 所	法 人 課 税 課	諸 税 第 1 係		3	3	6
		諸 税 第 2 係		3	3	6
		特 別 徴 収 第 1 係		4	1	5
		特 別 徴 収 第 2 係		3	2	5
		特 別 徴 収 第 3 係		5	4	9
		計	31	18	13	31
市 税 務 所	資 産 税 課	土 地 第 1 係		5	1	6
		土 地 第 2 係		3	2	5
		家 屋 第 1 係		5	1	6
		家 屋 第 2 係		5	1	6
		家 屋 第 3 係		3	2	5
		大 規 模 資 産 評 価 担 当		7	2	9
		計	37	28	9	37
市 税 務 所	納 税 課	収 納 第 1 係		1	5	6 (1)
		収 納 第 2 係		3	5	8
		収 納 第 3 係			7	7
		収 納 第 4 係		3	2	5
		収 納 第 5 係		2	4	6
		収 納 第 6 係		1	2	3
		特 別 収 納 担 当		4	3	7
		計	41	14	28	42 (1)
合 計			144	78	67	145 (1)

- (注) 1 事務所長、分室長、課長及び担当課長は庶務担当に含む。
 2 税務部長は税制課に、収納対策部長は収納対策課に含む。
 3 職員数欄の()は、合計数のうち育児休業代替任期付職員数を示す(時限措置含む)。

(令和2年4月1日現在)

機 構		各課 定数	職 員 数			
			男	女	計	
こ す ぎ	市 民 税 担 当	[管 理]		1	4	5
		[市 民 税]		5	2	7 (1)
		[市 民 税]		4	2	6
		計	17	10	8	18 (1)
市 税 分 室	資 産 税 担 当	[土 地]		6	2	8
		[家 屋]		4	2	6
		[家 屋]		3	2	5
		計	19	13	6	19
納 税 担 当	[収 納]		5	3	8	
	[収 納]		1	2	3	
	計	11	6	5	11	
合 計			47	29	19	48 (1)
み ぞ の く ち	市 民 税 課	管 理 係		7	2	9
		市 民 税 第 1 係		5	3	8
		市 民 税 第 2 係		6	2	8
		市 民 税 第 3 係		5	2	7
		計	32	23	9	32
市 税 務 所	資 産 税 課	土 地 第 1 係		5	3	8
		土 地 第 2 係		3	5	8 (1)
		家 屋 第 1 係		5	3	8
		家 屋 第 2 係		5	2	7
		家 屋 第 3 係		6	1	7
		計	37	24	14	38 (1)
納 税 課	収 納 第 1 係		2	3	5	
	収 納 第 2 係		3	4	7	
	収 納 第 3 係		2	5	7	
	収 納 第 4 係		1	3	4	
	特 別 収 納 担 当		5	2	7	
		計	30	13	17	30
合 計			99	60	40	100 (1)
し ん ゆ り	市 民 税 課	管 理 係		5	4	9
		市 民 税 第 1 係		4	4	8
		市 民 税 第 2 係		4	4	8
		市 民 税 第 3 係		4	3	7
		計	31	17	15	32
市 税 務 所	資 産 税 課	土 地 第 1 係		6	4	10
		土 地 第 2 係		3	5	8
		家 屋 第 1 係		6	1	7
		家 屋 第 2 係		6	1	7
		家 屋 第 3 係		4	2	6
		計	38	25	13	38
納 税 課	収 納 第 1 係		2	2	4	
	収 納 第 2 係		5	5	10	
	収 納 第 3 係		3		3	
	特 別 収 納 担 当		4	1	5	
			計	22	14	8
合 計			91	56	36	92
税 務 職 員 総 数			463	286	185	471 (7)

2 税務事務分掌

(令和2年4月1日現在)

機構	事 務 分 掌
税 制 課	(1) 市税制度の企画及び調査研究に関すること。
	(2) 税務事務の企画、改善及び調整に関すること。
	(3) 市税事務所との連絡調整に関すること。
	(4) 市税システムの調整に関すること。
	(5) 税務職員の研修に関すること。
	(6) 税務査察に関すること。
	(7) 市税の審査請求に関すること。
	(8) 固定資産評価審査委員会に関すること。
	(9) 市税関係歳入予算及び決算に関すること。
	(10) 税務統計に関すること。
	(11) 地方譲与税並びに利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に関すること。
市民税管理課	(1) 個人の市民税及び県民税、法人の市民税、軽自動車税、市たばこ税、入湯税並びに事業所税の賦課事務の企画、指導及び調整に関すること。
	(2) 市税（個人の県民税を含む。以下同じ。）の証明事務及び閲覧事務の企画、指導及び調整に関すること（資産税管理課の所管に属するものを除く。）。
	(3) 納税思想の普及高揚に関すること。
	(4) 入湯税の課税資料に関すること。
資産税管理課	(1) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の賦課事務の企画、指導及び調整に関すること。
	(2) 固定資産の評価事務の企画、指導及び調整に関すること。
	(3) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の証明事務及び閲覧事務の企画、指導及び調整に関すること。
	(4) 国有資産等所在市町村交付金に関する事務の企画、指導及び調整に関すること。
	(5) 固定資産税、都市計画税及び特別土地保有税の課税資料に関すること。
収納対策課	(1) 市税の収納対策の企画及び推進に関すること。
	(2) 市税の徴収事務及び収納事務の企画、指導及び調整に関すること。
	(3) 債権（市税を除く。）の管理の適正化及び収納対策の推進に係る総合調整に関すること。

機構	事 務 分 掌
市民税課	(1) 普通徴収の市民税及び県民税の賦課に関すること。
	(2) 公的年金等に係る所得に係る特別徴収の市民税及び県民税の賦課（年金保険者に係るものを除く。）に関すること。
	(3) 軽自動車税の賦課に関すること（かわさき市税事務所に限る。）。
	(4) 納税思想の普及高揚に関すること。
	(5) 市税（個人の県民税を含む。以下同じ。）の証明及び閲覧に関すること。
	(6) 個人の市民税及び県民税の課税資料に関すること。
	(7) 軽自動車税の課税資料に関すること（かわさき市税事務所に限る。）。
	(8) 所の維持管理に関すること（みぞのくち市税事務所に限る。）。
税法課	(1) 給与所得に係る特別徴収の市民税及び県民税の賦課に関すること。
	(2) 公的年金等に係る所得に係る特別徴収の市民税及び県民税の賦課（年金保険者に係るものを除く。）に関すること。
	(3) 法人の市民税の賦課に関すること。
	(4) 市たばこ税の賦課に関すること。
	(5) 入湯税の賦課に関すること。
	(6) 事業所税の賦課に関すること。
	(7) 特別徴収の市民税及び県民税の督促に関すること。
	(8) 法人の市民税及び事業所税の課税資料に関すること。
資産税課	(1) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること（総務大臣及び神奈川県知事配分の償却資産に係る固定資産税の賦課を含む（かわさき市税事務所に限る。））。
	(2) 特別土地保有税の賦課に関すること（かわさき市税事務所に限る。）。
	(3) 国有資産等所在市町村交付金に関すること（かわさき市税事務所に限る。）。
納税課	市税の徴収、督促（特別徴収の市民税及び県民税に係るものを除く。）及び滞納処分に関すること。
所 務 課	(1) 普通徴収の市民税及び県民税の賦課に関すること。
	(2) 公的年金等に係る所得に係る特別徴収の市民税及び県民税の賦課（年金保険者に係るものを除く。）に関すること。
	(3) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関すること。
	(4) 納税思想の普及高揚に関すること。
	(5) 市税の証明及び閲覧に関すること。
	(6) 市税の徴収、督促（特別徴収の市民税及び県民税に係るものを除く。）及び滞納処分に関すること。

3 市税税率等

区分		令和元年度			
市人	均等割	3,500円 ※1 (県民税 1,800円 ※1 ※2)			
	所得割	8/100 (県民税 2.025/100 ※3)			
市民	均等割	資本金等の額・従業者数 ※6 下記以外の法人 50,000円 1億円超10億円以下50人以下 160,000円 1千万円以下50人超 120,000円 1億円超10億円以下50人超 400,000円 1千万円超1億円以下50人以下 130,000円 10億円超50億円以下50人以下 410,000円 1千万円超1億円以下50人超 150,000円 10億円超50億円以下50人超 1,750,000円			
	法人税割	資本金の額又は出資金の額が10億円以上の法人並びに 保険業法に規定する相互会社及び受託法人 8.4(12.1/100) ※ 資本金の額又は出資金の額が5億円以上10億円未満の法人 7.2(10.9/100) ※ その他の法人等 6.0(9.7/100) ※			
固定資産税		1.4/100 (土地 30万円未満、家屋 20万円未満、償却資産 150万円未満)			
自動車	軽自動車税 (R2～種別別)	1 原動機付自転車 50cc以下 2,000円 90cc以下 2,000円 90cc超 2,400円 ミニカー 3,700円 2 軽自動車及び小型特殊自動車 ア 軽自動車 (ア) 2輪 3,600円 (イ) 3輪※7 3,900円 (3,100円) ※ (ウ) 4輪※7 乗用 営業用 6,900円 (5,500円) ※ " 自家用 10,800円 (7,200円) ※ 貨物 営業用 3,800円 (3,000円) ※ " 自家用 5,000円 (4,000円) ※ (エ) その他のもの 3,600円			
	環境性能割 (R1.10創設)	1 電気軽自動車・燃料電池軽自動車・天然ガス軽自動車 ※8 非課税 2 ガソリン車(ハイブリッド車を含む)で平成17年排出ガス基準75%低減達成車 又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車 かつ令和2年度燃費基準+10%以上達成 非課税 令和2年度燃費基準達成 営業用 0.5% 自家用 1% ※9 平成27年度燃費基準+10%以上達成 営業用 1% 自家用 2% ※9 3 上記以外 営業用 2% 自家用 2% ※9			
市たばこ税		旧3級品以外の紙巻たばこ等 1,000本につき 5,692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 4,000円 ※10			
特別土地保有税		平成15年度以降課税の停止 保有分 1.4/100 (2,000㎡未満) 取得分 3/100 (2,000㎡未満)			
入湯税		入湯客1人1日につき 150円			
事業所税	資産割	事業所用家屋床面積1㎡につき 600円(1,000㎡以下)			
	従業者割	従業者給与総額の 0.25/100(100人以下)			
都市計画税		0.3/100			

(注1) 固定資産税、特別土地保有税及び事業所税の()内は、免税点を示す。

(注2) 軽自動車税環境性能割は、乗用車に係る税率を掲載。

※1 市民税及び県民税には、地方税の臨時特例による引き上げ分500円を含む。

※2 県民税には、個人県民税超過課税による上乗せ分300円を含む。

※3 県民税には、個人県民税超過課税による上乗せ分0.025/100を含む。

※4 適用初年度は、1期・2期の普通徴収と、10月以降の特別徴収による。

※5 仮徴収各月の徴収額は前年度の特別徴収税額(年税額)の1/2に相当する額の1/3とし、今年度の年税額の残りの1/3を本徴収各月の徴収額とする。

令和2年度		納期 (納期限)			
普通徴収	1期	2期	3期	4期	
	6月末日	8月末日	10月末日	1月末日	
特別徴収 (年金分) ※4	仮徴収 ※5 本徴収 ※5				
	4月	6月	8月	10月	12月
		翌月10日までに納入			
特別徴収 (給与分)	6月～翌年5月(毎月)				
	当月分を翌月10日までに納入				
50億円超50人以下	410,000円				各事業年度終了後2ヶ月以内
50億円超50人超	3,000,000円				
※()内は令和元年9月30日以前に開始する事業年度に適用される税率					
		1期	2期	3期	4期
		4月末日	7月末日	12月末日	2月末日
イ 小型特殊自動車					5月末日
(ア) 農耕作業用	2,000円				
(イ) その他のもの	5,900円				
3 2輪の小型自動車	6,000円				
※()内については初年度検査年月が平成27年3月以前の車両に適用される税率である。					
1,000本につき	5,692円 ※11				翌月末日
遊休土地分	1.4/100 (1,000㎡未満)	取得分 8月末日又は2月末日			
		翌月末日			
法人	各事業年度終了後2ヶ月以内				
個人	翌年の3月15日まで				
固定資産税		と同じ			

※6 平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、「資本金等の額」が「資本金と資本準備金の合計額又は出資金の額」を下回る場合、「資本金と資本準備金の合計額又は出資金の額」が基準となる。

※7 環境負荷に応じた税率の特例措置(重課及び軽課)も別途規定されている。

※8 平成21年排出ガス基準からN0x10%以上低減達成車 又は平成30年排出ガス基準適合車に限る。

※9 令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に自家用乗用車を取得した場合、税率が1%軽減される。

※10 税率引上げにより、令和元年10月1日から5,692円。

※11 税率引上げにより、令和2年10月1日から6,122円。

4 市民税(個人)所得控除額等

区分	令和元年度
所得金額	収入金額が180万円以下……………収入金額×40%(最低控除額65万円) " 180万円超360万円以下……………収入金額×30%+180,000円 " 360万円超660万円以下……………収入金額×20%+540,000円
青色事業専従者給与 事業専従者控除(白色)	適正な給与の支給額 配偶者 860,000円、その他 500,000円
雑損	「(損失額ー補てん額)ー総所得金額等×1/10」と「災害関連支出の金額ー5万円」のいずれか多い方の金額
医療費	(医療費の額ー補てん額)から「総所得金額等×5/100」と「10万円」のいずれか少ない方の金額
スイッチOTC薬控除	スイッチOTC医薬品購入費ー12,000円(限度額88,000円)(医療費控除の特例)
社会保険料	支払った金額
小規模企業共済等掛金	支払った金額
所得	○平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)の「一般の生命保険料」と「個人年金保険料」の支払保険料をそれぞれ次の①～④に当てはめて得た金額の合計(各種保険料控除の合計適用限度額70,000円) ①支払保険料が15,000円以下……………全額 ②" 15,000円超40,000円以下……………支払額×1/2+7,500円 ③" 40,000円超70,000円以下……………支払額×1/4+17,500円 ④" 70,000円超……………35,000円 ○地震保険料だけの場合 支払保険料が50,000円以下……………支払額×1/2 " 50,000円超……………25,000円 ○地震と長期の両方がある場合(※2) 上記で求めたそれぞれの額の合計(限度額 25,000円)
控除	寡婦・寡夫・勤労学生・障害者…260,000円 特別障害者…300,000円
配偶者	本人の合計所得金額が 900万円以下 一般…330,000円 老人…380,000円 900万円超950万円以下 一般…220,000円 老人…260,000円 950万円超1000万円以下 一般…110,000円 老人…130,000円
除	配偶者特別
扶養基礎	一般……………330,000円 老人……………380,000円 特定……………450,000円 330,000円
税額	○合計課税所得金額が200万円以下の場合 次の①と②のいずれか少ない金額の4%(県民税1%) ①表のうち、適用がある控除の金額の合計額 ②合計課税所得金額 ○合計課税所得金額が200万円を超える場合 次の①から③を引いた金額(5万円を下回る場合は5万円)の4%(県民税1%) ①表のうち、適用がある控除の金額の合計額 ②合計課税所得金額ー200万円
調整	控除の種類 金額 基礎 5万円 普通 1万円 障害者 特別 10万円 同僚特別 22万円 寡婦 一般 1万円 特別 5万円 寡夫 1万円 勤労学生 1万円 配偶者 一般 5万円 特定 18万円 老人 10万円 同居老親 13万円 配偶者 右表のとおり
配当	配当所得の金額×2.24%(県民税0.56%)(課税総所得金額が1千万円を超える場合の超次の①と②のいずれか少ない金額の4/5(県民税1/5))
控除	○平成21年から平成26年3月31日までの間に居住し、所得税の住宅借入金等特別控除を ①所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額等の合計額×5%(限度額 97,500円) ○平成26年4月1日から令和3年12月31日までの間に居住し、所得税の住宅借入金等特別控除を ①所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額等の合計額×7%(限度額 136,500円)(※2) ※1 令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住し、所得税の住宅借入金等特別控除を 適用年の11年目から13年目についても、所得税において控除しきれなかった額を ※2 消費税率8%又は10%適用の場合のみ、消費税率5%適用の場合は、合計額×5%
寄附金	(寄附金の合計額(総所得金額等の30%を限度)ー2,000円)×8%(県民税2%) (地方公共団体に対する寄附金については、調整控除後所得割額の2割を限度に特例控除)
外国税額	所得税で控除しきれない額があるとき、所得税外国税額控除限度額の県民税は6%、市 " 20年超 800万円+70万円×(勤続年数ー20年)
退職所得控除	合計所得金額 125万円以下
参考	障・未・寡非課税範囲

区分	令和2年度
所得金額	収入金額が 660万円超1,000万円以下…………… 収入金額×10%+1,200,000円 " 1,000万円超…………… 2,200,000円
所得	○平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)の「一般の生命保険料」、「個人年金保険料」及び「介護医療保険料」の支払保険料をそれぞれ次の①～④に当てはめて得た金額の合計(各種保険料控除の合計適用限度額70,000円) ※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合は、新契約と旧契約それぞれの算式により計算した控除額の合計額(限度額28,000円) ①支払保険料が12,000円以下……………全額 ②" 12,000円超32,000円以下……………支払額×1/2+6,000円 ③" 32,000円超56,000円以下……………支払額×1/4+14,000円 ④" 56,000円超……………28,000円 ○長期損害保険契約(※1)に係るものだけの場合【経過措置】 支払保険料が5,000円以下……………全額 " 5,000円超15,000円以下……………支払額×1/2+2,500円 " 15,000円超……………10,000円 ※1. 平成18年12月31日までに締結した、保険期間が10年以上で、かつ満期返戻金のある契約 ※2. 長期が地震にも該当するときは、いずれかーの契約のみに該当 同居特別障害者…530,000円 特定の寡婦…300,000円
控除	寡婦・寡夫・勤労学生・障害者…260,000円 特別障害者…300,000円
配偶者	本人の合計所得金額が 900万円以下 一般…330,000円 老人…380,000円 900万円超950万円以下 一般…220,000円 老人…260,000円 950万円超1000万円以下 一般…110,000円 老人…130,000円
除	配偶者特別
扶養基礎	一般……………330,000円 老人……………380,000円 特定……………450,000円 330,000円
税額	○合計課税所得金額が200万円以下の場合 次の①と②のいずれか少ない金額の4%(県民税1%) ①表のうち、適用がある控除の金額の合計額 ②合計課税所得金額 ○合計課税所得金額が200万円を超える場合 次の①から③を引いた金額(5万円を下回る場合は5万円)の4%(県民税1%) ①表のうち、適用がある控除の金額の合計額 ②合計課税所得金額ー200万円
調整	控除の種類 金額 基礎 5万円 普通 1万円 障害者 特別 10万円 同僚特別 22万円 寡婦 一般 1万円 特別 5万円 寡夫 1万円 勤労学生 1万円 配偶者 一般 5万円 特定 18万円 老人 10万円 同居老親 13万円 配偶者 右表のとおり
配当	配当所得の金額×2.24%(県民税0.56%)(課税総所得金額が1千万円を超える場合の超次の①と②のいずれか少ない金額の4/5(県民税1/5))
控除	○平成21年から平成26年3月31日までの間に居住し、所得税の住宅借入金等特別控除を ①所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額等の合計額×5%(限度額 97,500円) ○平成26年4月1日から令和3年12月31日までの間に居住し、所得税の住宅借入金等特別控除を ①所得税の住宅借入金等特別控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額 ②所得税の課税総所得金額等の合計額×7%(限度額 136,500円)(※2) ※1 令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住し、所得税の住宅借入金等特別控除を 適用年の11年目から13年目についても、所得税において控除しきれなかった額を ※2 消費税率8%又は10%適用の場合のみ、消費税率5%適用の場合は、合計額×5%
寄附金	(寄附金の合計額(総所得金額等の30%を限度)ー2,000円)×8%(県民税2%) (地方公共団体に対する寄附金については、調整控除後所得割額の2割を限度に特例控除)
外国税額	所得税で控除しきれない額があるとき、所得税外国税額控除限度額の県民税は6%、市 " 20年超 800万円+70万円×(勤続年数ー20年)
退職所得控除	合計所得金額 125万円以下
参考	障・未・寡非課税範囲

配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1000万円以下
105万円超110万円以下	160,000円	110,000円	60,000円
110万円超115万円以下	110,000円	80,000円	40,000円
115万円超120万円以下	60,000円	40,000円	20,000円
120万円超125万円以下	30,000円	20,000円	10,000円

同居老親等……………450,000円

控除の種類	本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1000万円以下
配偶者 一般	5万円	4万円	2万円
配偶者 老人	10万円	8万円	3万円
配偶者 特別	38万円超40万円未満 40万円以上45万円未満	5万円 3万円	4万円 2万円
特別			2万円 1万円

える部分の金額は×1.12%(県民税0.28%) (証券投資信託等に係るものは控除率が異なる。)

受けた場合

別控除を受けた場合(※1)

特別控除を受けた場合は、
控除する(限度額 136,500円)。
(限度額 97,500円)

額を加算。ふるさと寄附金にのみ適用)
県民税は24%を限度として、県民税所得割額から順次控除
(障害者になったことに基因して退職したときは100万円を加算)

5 所得税の諸控除

区分	平成30年分																											
所得金額	収入金額が180万円以下……………収入金額×40% (最低控除額65万円) " 180万超360万円以下……………収入金額×30%+180,000円 " 360万超660万円以下……………収入金額×20%+540,000円																											
青色事業専従者給与	適正な給与の支給額																											
事業専従者控除(白色)	配偶者 860,000円、その他 500,000円																											
雑損	「(損失額－補てん額)－総所得金額等×1/10」と「災害関連支出の金額－5万円」のいずれか																											
医療費	(医療費の額－補てん額)から「総所得金額等×5/100」と「10万円」のいずれか少ない方の金																											
スイッチOTC薬控除	スイッチOTC医薬品購入費－補てん額－12,000円(限度額88,000円)(通常の医療費控除と)																											
社会保険料	支払った金額																											
小規模企業共済等掛金	支払った金額																											
所得	○平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)の「一般の生命保険料」と「個人年金保険料」の支払保険料をそれぞれ次の①～④に当てはめて得た金額の合計(各種保険料控除の合計適用限度額100,000円) ①支払保険料が25,000円以下……………全額 ②" 25,000円超50,000円以下……………支払額×1/2+12,500円 ③" 50,000円超100,000円以下……………支払額×1/4+25,000円 ④" 100,000円超……………50,000円 ○地震保険料だけの場合 支払保険料が50,000円以下……………全額 " 50,000円超……………50,000円 ○地震と長期の両方がある場合(※②) 上記で求めたそれぞれの額の合計(限度額 50,000円)																											
控除	「特定寄附金の額の合計額」又は「総所得金額等の40%相当額」のいずれか少ない方の金 寡婦・寡夫・勤労学生・障害者……………270,000円 特別障害者……………400,000円 本人の合計所得金額が900万円以下 一般…380,000円 老人…480,000円 900万円超950万円以下 一般…260,000円 老人…320,000円 950万円超1000万円以下 一般…130,000円 老人…160,000円																											
除	次の表で求めた金額																											
配偶者特別	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">本人の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超950万円以下</th> <th>950万円超1000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38万円超85万円以下</td> <td>380,000円</td> <td>260,000円</td> <td>130,000円</td> </tr> <tr> <td>85万円超90万円以下</td> <td>360,000円</td> <td>240,000円</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>90万円超95万円以下</td> <td>310,000円</td> <td>210,000円</td> <td>110,000円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>260,000円</td> <td>180,000円</td> <td>90,000円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>210,000円</td> <td>140,000円</td> <td>70,000円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額			900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1000万円以下	38万円超85万円以下	380,000円	260,000円	130,000円	85万円超90万円以下	360,000円	240,000円	120,000円	90万円超95万円以下	310,000円	210,000円	110,000円	95万円超100万円以下	260,000円	180,000円	90,000円	100万円超105万円以下	210,000円	140,000円	70,000円
配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額																											
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1000万円以下																									
38万円超85万円以下	380,000円	260,000円	130,000円																									
85万円超90万円以下	360,000円	240,000円	120,000円																									
90万円超95万円以下	310,000円	210,000円	110,000円																									
95万円超100万円以下	260,000円	180,000円	90,000円																									
100万円超105万円以下	210,000円	140,000円	70,000円																									
扶養基礎	一般……………380,000円 老人……………480,000円 特定……………630,000円 380,000円																											
配当	配当所得の金額×10%(課税総所得金額が1千万円を超える場合の超える部分の金額は×5%)																											
税額	平成25年1月1日～26年3月31日までに居住を開始した場合 ① ②、③以外(※1) [当初10年間]……………残高(2千万円以下の部分)×1% (限度額20万円) ② 認定長期優良住宅 [当初10年間]……………残高(3千万円以下の部分)×1% (限度額30万円) ③ 認定低炭素優良住宅 [当初10年間]……………残高(3千万円以下の部分)×1% (限度額30万円)																											
控除	政党等寄附金特別 (政党等に対する政治活動に関する寄附金の合計額－2千円)×30%(限度額は所得税額の25%) 住宅耐震改修特別 平成26年4月1日～令和3年12月31日までに住宅耐震改修をした場合(限度額は引き上げ後消費住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額×10%(限度額25万円) 住宅特定改修特別 平成28年4月1日～令和3年12月31日までに居住の用に供した場合(③は平成28年4月1日～、④は平成28年住宅特定改修特別税額控除額＝①+②+③、①+③+④-1又は①+③+④-2 ① 高齢者等居住改修工事等の標準的な費用の額×10%(限度額20万円) ② 一般断熱改修工事等の標準的な費用の額×10%(限度額35万円) ③ 多世帯同居改修工事等の標準的な費用の額×10%(限度額25万円) ④-1 (住宅耐震改修又は一般断熱改修工事等+耐久性向上改修工事等)の標準的な費用の額×10%(限度額65万円) ④-2 (住宅耐震改修+一般断熱改修工事等+耐久性向上改修工事等)の標準的な費用の額×10%(限度額65万円) 認定住宅新築等特別 平成26年4月1日～令和3年12月31日までに居住の用に供した場合(限度額は引き上げ後消費税認定住宅の認定基準に適合するために必要な標準的な増し費用の額×10%(限度額65万円) 外国税額 外国所得税額(限度額 所得税の額から配当控除、住宅借入金等特別控除を除いた額×国外所																											

※1 住宅特定改修特別税額控除及び認定住宅新築等特別控除は、住宅借入金等特別税額控除を適用する場合は適用さ

※2 住宅の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額が、8%又は10%の税率により課される場合。

令和元年分
収入金額が660万円超1,000万円以下……………収入金額×10%+1,200,000円 " 1,000万円超……………2,200,000円
多い方の金額(災害による損害は、災害減免法の適用を選択することもできる。) 額を除いた額(限度額 200万円) の選択適用)
○平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)の「一般の生命保険料」、「個人年金保険料」及び「介護医療保険料」の支払保険料をそれぞれ次の①～④に当てはめて得た金額の合計(各種保険料控除の合計適用限度額120,000円) ※一般生命保険料又は個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合は、新契約と旧契約それぞれの算式により計算した控除額の合計額(限度額40,000円) ①支払保険料が20,000円以下……………全額 ②" 20,000円超40,000円以下……………支払額×1/2+10,000円 ③" 40,000円超80,000円以下……………支払額×1/4+20,000円 ④" 80,000円超……………40,000円 ○長期損害保険契約(※①)に係るものだけの場合【経過措置】 10,000円以下……………全額 " 10,000円超20,000円以下……………支払額×1/2+5,000円 20,000円超……………15,000円 ※① 平成18年12月31日までに締結した、保険期間が10年以上で、かつ満期返戻金のある契約 ※② 長期が地震にも該当するときは、いずれか一の契約のみに該当 額)－2千円 同居特別障害者……………750,000円 特定の寡婦……………350,000円

配偶者の合計所得金額	本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1000万円以下
105万円超110万円以下	160,000円	110,000円	60,000円
110万円超115万円以下	110,000円	80,000円	40,000円
115万円超120万円以下	60,000円	40,000円	20,000円
120万円超123万円以下	30,000円	20,000円	10,000円

同居老親等……………580,000円

(証券投資信託等に係るものは控除率が異なる。)

平成26年4月1日～令和3年12月31日までに居住を開始した場合(限度額は引き上げ後消費税が課される場合※2)

- ① ②、③以外(※1)
 [当初10年間]……………残高(4千万円以下の部分)×1% (限度額40万円)
- ② 認定長期優良住宅
 [当初10年間]……………残高(5千万円以下の部分)×1% (限度額50万円)
- ③ 認定低炭素優良住宅
 [当初10年間]……………残高(5千万円以下の部分)×1% (限度額50万円)

※ 令和元年10月1日～令和2年12月31日までの間に入居を開始した場合は、控除期間が13年間となり、11年目から13年目の控除額は、(建物価格－消費税額等)×2%÷3の金額(①：最高26.66万円、②、③：最高33.33万円)が限度となる。

税が課される場合※3)

4月1日～(限度額は引き上げ後消費税が課される場合※3)

度額35万円)
 額0万円)

が課される場合※3)

円)

得総額÷所得総額)

れない。

※3 住宅の耐震工事や認定住宅の新築等の費用の額に、8%又は10%の税率により課される消費税額を含む場合。

6 市内税務署取扱い国税額累年比較

税目別	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額
総額	862,236,876	815,806,435	941,351,412	896,330,571	908,711,028	867,748,358	941,531,636	
所得税	190,271,902	184,629,603	211,633,214	206,366,559	197,137,254	192,264,706	217,090,468	
源泉分	139,342,448	137,310,944	157,124,689	155,344,190	140,907,630	139,374,395	156,463,839	
申告分	50,929,454	47,318,659	54,508,525	51,022,369	56,229,624	52,890,311	60,626,629	
法人税	75,878,865	75,409,980	90,258,687	89,745,439	104,331,091	103,748,622	109,567,588	
相続税	35,899,118	31,827,097	37,394,371	35,998,677	34,288,739	32,817,762	41,038,589	
消費税	158,236,386	153,901,646	176,692,089	172,254,427	191,847,433	188,111,492	195,908,856	
酒税	X	X	X	X	X	X	X	
たばこ税・たばこ特別税	-	-	-	-	-	-	-	
揮発油税等	396,319,533	364,438,463	423,531,300	390,129,082	379,089,823	348,794,180	376,177,118	
揮発油税及び地方道路税	-	-	-	-	-	-	-	
揮発油税及び地方揮発油税	396,319,533	364,438,463	423,531,300	390,129,082	379,089,823	348,794,180	376,177,118	
その他	X	X	X	X	X	X	X	
川崎南税務署取扱分	616,061,859	580,717,181	682,212,666	645,262,182	635,510,694	601,775,708	638,513,313	
川崎北税務署取扱分	197,636,636	188,704,036	203,614,817	197,730,403	218,423,785	213,521,929	241,542,670	
川崎西税務署取扱分	48,538,381	46,385,218	55,523,930	53,337,987	54,776,549	52,450,721	61,475,653	

(注) 1 表中「X」は、東京国税局において情報を保護する観点から計数を秘匿することとされているもので
 2 表中の消費税額は、消費税と地方消費税（地方消費税は、国が消費税と併せて賦課徴収している道も、それぞれ地方消費税相当分を除いた推計額となる。
 3 令和元年度の国税額は、令和3年6月末日頃に公表予定。

7 市内県税事務所取扱い県税額累年比較

税目別	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額
総額	146,612,524	142,084,895	157,685,747	154,377,142	157,570,491	154,778,914	126,360,903	
県民税個人	82,515,307	79,471,195	83,407,916	81,130,974	84,186,969	82,489,121	50,194,021	
県民税法人	6,169,683	6,149,129	5,941,876	6,018,434	5,730,222	5,729,765	6,235,695	
事業税個人	3,890,380	3,846,125	3,979,280	3,933,293	4,030,753	3,986,220	4,071,211	
事業税法人	31,924,515	31,891,387	40,441,000	40,710,720	38,551,919	38,564,718	40,434,881	
不動産取得税	4,533,890	4,173,645	5,603,384	5,268,767	6,150,619	5,833,434	6,380,673	
ゴルフ場利用税	54,254	54,254	53,584	53,584	50,716	50,716	50,919	
臨時特例企業税	-	-	-	-	-	-	-	
軽油引取税	17,286,425	16,493,086	18,026,657	17,260,736	18,869,289	18,124,937	18,993,496	
旧法による税	238,066	6,069	232,043	629	-	-	-	
川崎県税事務所取扱分	124,611,167	120,369,149	132,034,367	128,628,762	132,610,111	130,046,658	97,910,648	
高津県税事務所取扱分	22,001,357	21,715,746	25,651,380	25,748,380	24,960,380	24,732,256	28,450,255	

(注) 1 総額は、端数整理のため項目ごとの合計と一致しない場合がある。
 2 平成20年度までの法適用による軽油引取税は、平成21年度から旧法による税に計上される。

(単位 千円・%)

9年度	平成30年度		前年比										
	収納済額	徴収決定済額	収納済額	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
				徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額	徴収決定済額	収納済額		
904,044,385	909,183,354	870,454,334	107.5	108.6	109.2	109.9	96.5	96.8	103.6	104.2	96.6	96.3	
212,454,372	234,768,198	230,400,890	108.8	109.4	111.2	111.8	93.2	93.2	110.1	110.5	108.1	108.4	
155,080,965	169,983,824	168,728,171	112.4	113.0	112.8	113.1	89.7	89.7	111.0	111.3	108.6	108.8	
57,373,407	64,784,374	61,672,719	100.0	100.3	107.0	107.8	103.2	103.7	107.8	108.5	106.9	107.5	
108,995,580	97,716,622	97,353,401	130.0	130.2	119.0	119.0	115.6	115.6	105.0	105.1	89.2	89.3	
39,722,997	36,495,821	33,600,669	109.7	115.9	104.2	113.1	91.7	91.2	119.7	121.0	88.9	84.6	
192,339,433	197,034,737	193,140,671	148.8	151.1	111.7	111.9	108.6	109.2	102.1	102.2	100.6	100.4	
-	X	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
348,791,649	341,631,431	314,428,194	94.1	94.4	106.9	107.0	89.5	89.4	99.2	100.0	90.8	90.1	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
348,791,649	341,631,431	314,428,194	94.1	94.4	106.9	107.0	89.5	89.4	99.2	100.0	90.8	90.1	
X	X	X	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
608,055,193	610,715,280	580,162,575	104.5	105.5	110.7	111.1	93.2	93.3	100.5	101.0	95.6	95.4	
236,695,911	239,092,257	233,131,759	117.2	119.0	103.0	104.8	107.3	108.0	110.6	110.9	99.0	98.5	
59,293,281	59,375,817	57,160,000	109.9	110.9	114.4	115.0	98.7	98.3	112.2	113.0	96.6	96.4	

府県税である。)の合算額から地方消費税相当分を除いた推計額である。したがって、総額並びに各税務署取扱分

(単位 千円・%)

0年度	令和元年度		前年比										
	収入額	調定額	収入額	27年度		28年度		29年度		30年度		元年度	
				調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額		
124,308,586	117,278,089	115,412,200	101.1	101.6	107.6	108.7	99.9	100.3	80.2	80.3	92.8	92.8	
49,108,460	45,838,173	45,069,445	102.0	102.7	101.1	102.1	100.9	101.7	59.6	59.5	91.3	91.8	
6,241,812	5,180,614	5,170,814	79.9	79.9	96.3	97.9	96.4	95.2	108.8	108.9	83.1	82.8	
4,030,621	4,136,213	4,095,398	103.7	104.0	102.3	102.3	101.3	101.3	101.0	101.1	101.6	101.6	
40,541,027	37,367,159	37,370,289	112.0	112.2	126.7	127.7	95.3	94.7	104.9	105.1	92.4	92.2	
6,048,400	5,647,340	5,326,794	75.7	75.7	123.6	126.2	109.8	110.7	103.7	103.7	88.5	88.1	
50,919	48,058	48,058	98.8	98.8	98.8	98.8	94.6	94.6	100.4	100.4	94.4	94.4	
18,287,341	19,060,528	18,331,395	96.6	96.4	104.3	104.7	104.7	105.0	100.7	100.9	100.4	100.2	
-	-	-	100.0	著増	97.5	10.4	皆減	皆減	-	-	-	-	
96,089,732	92,366,596	90,789,883	101.0	101.6	106.0	106.9	100.4	101.1	73.8	73.9	94.3	94.5	
28,218,854	24,911,493	24,622,317	101.4	101.7	116.6	118.6	97.3	96.1	114.0	114.1	87.6	87.3	

3 ゴルフ場利用税及び軽油引取税（旧法による税含む）については川崎県税事務所取扱い県税額であり、横浜市鶴見区、神奈川区、港北区、緑区、青葉区、都筑区分を含む。

8 指定都市の状況(令和元年度)

(1) 人口等

区 分	川 崎 市		札 幌 市		仙 台 市		さいたま市		千 葉 市		
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	
人 口 (人)	1,517,756	100.8	1,966,735	100.2	1,089,131	100.2	1,297,835	100.8	977,752	100.2	
世 帯 数 (世帯)	728,304	101.5	954,146	101.1	514,924	101.0	565,213	101.9	435,412	101.4	
面 積 (km ²)	144.35	100.0	1,121.26	100.0	786.30	100.0	217.43	100.0	271.77	100.0	
人 口 密 度 (人/km ²)	10,514	100.8	1,754	100.2	1,385	100.1	5,969	100.8	3,598	100.2	
一 般 会 計	歳入額 (A)	739,763,253	103.4	1,002,808,781	101.4	531,224,054	103.5	551,534,230	101.7	458,042,935	105.7
	歳出額	736,704,480	103.3	992,271,783	101.1	524,022,251	104.4	545,551,131	101.9	451,046,770	104.9
基 準 財 政 会 計	収入額 (B)	297,074,880	101.3	288,401,791	100.9	187,096,362	100.8	225,226,350	101.2	172,354,877	100.9
	需要額 (C)	289,207,442	100.6	396,528,684	102.8	206,709,276	101.3	230,426,418	101.3	185,108,787	101.3
市 税 等	予 算 額 (D)	364,205,417	103.9	332,900,000	103.3	221,073,000	104.0	272,550,270	102.9	198,600,000	102.3
	調 定 額 (E)	364,677,697	102.5	342,571,173	103.9	225,106,320	103.6	278,932,332	103.2	206,842,096	102.7
	収 入 額 (F)	361,896,242	102.5	338,947,135	104.0	221,797,282	103.6	274,011,537	103.3	202,584,133	102.7
	不納欠損額	506,627	93.2	398,976	95.7	299,388	116.6	416,179	85.2	325,977	97.4
徴 税 費 (G)	5,221,517	103.8	6,780,221	100.6	4,500,111	94.6	4,395,760	103.1	3,483,984	104.6	
道 府 県 民 税 徴 収 取 扱 費 (H)	2,515,865	101.9	2,851,820	102.5	1,697,656	98.8	1,975,395	102.2	1,549,277	100.3	
徴 税 費 の 割 合 (G-H)/F	0.7	—	1.2	—	1.3	—	0.9	—	1.0	—	
税 務 職 員 数 (臨 時 職 員 含 む)	531	100.0	640	98.0	408	100.5	348	98.6	332	97.6	
率	一 般 会 計 歳 入 額 中 に 占 め る 市 税 の 割 合 (F/A)	48.9	—	33.8	—	41.8	—	49.7	—	44.2	—
	基 準 財 政 収 入 額 / 基 準 財 政 需 要 額 (B/C)	102.7	—	72.7	—	90.5	—	97.7	—	93.1	—
	市 税 収 入 額 対 予 算 比 (F/D)	99.4	—	101.8	—	100.3	—	100.5	—	102.0	—
	対 調 定 比 (F/E)	99.2	—	98.9	—	98.5	—	98.2	—	97.9	—

(注) 1 人口等は、平成31年1月1日現在(平成27年国勢調査推定値を基数とし、以後の住民基本台帳の増減を加減して)
2 徴税費等は、「令和2年度 市町村税課税状況等の調、第39表」の令和元年度実績によるため、道府県民税徴収

(単位 千円・人・%)

横 浜 市	相 模 原 市		新 潟 市		静 岡 市		浜 松 市		名 古 屋 市		
		前年比		前年比		前年比		前年比		前年比	
3,740,944	100.2	722,863	100.0	800,000	99.5	694,643	99.4	793,695	99.7	2,321,727	100.2
1,692,610	101.1	323,587	101.2	338,830	100.7	292,883	100.7	319,465	101.1	1,104,454	101.3
435.43	100.0	328.91	100.0	726.45	100.0	1,411.90	100.0	1,558.06	100.0	326.45	100.0
8,591	100.2	2,198	100.0	1,101	99.5	492	99.4	509	99.6	7,112	100.2
1,757,831,280	101.6	305,311,250	103.5	400,636,899	104.1	323,357,635	102.8	359,365,816	106.0	1,235,270,553	102.5
1,739,858,581	101.4	295,636,583	103.3	396,533,040	104.5	315,391,616	102.9	349,702,037	106.4	1,223,296,110	102.2
698,196,278	101.6	113,116,842	100.4	121,817,751	100.8	122,821,272	100.7	138,706,949	102.3	494,895,380	102.0
720,636,409	101.9	128,910,787	102.8	176,370,773	102.9	139,329,668	101.8	159,776,978	102.8	500,565,137	101.8
845,402,000	102.8	130,800,000	102.8	135,580,369	102.4	142,383,000	102.7	151,000,000	102.0	594,502,001	102.7
853,666,672	102.8	134,027,661	102.2	139,547,750	102.1	144,135,047	101.7	153,906,160	101.3	604,521,978	103.1
846,456,006	102.8	131,098,296	102.5	136,102,491	102.3	142,602,556	101.9	151,342,971	101.3	600,909,002	103.0
959,084	104.2	244,947	74.4	241,689	88.5	140,822	48.7	273,222	118.5	398,360	89.8
11,153,946	101.7	2,252,092	105.1	2,588,922	92.3	2,310,035	98.3	2,540,412	102.1	12,839,268	114.1
5,908,595	101.5	1,109,426	99.4	1,297,963	104.7	1,150,197	105.7	1,331,723	106.7	3,534,538	101.7
0.6	—	0.9	—	0.9	—	0.8	—	0.8	—	1.5	—
1,229	101.2	216	92.3	237	88.8	289	99.3	300	99.7	902	100.0
48.2	—	42.9	—	34.0	—	44.1	—	42.1	—	48.6	—
96.9	—	87.7	—	69.1	—	88.2	—	86.8	—	98.9	—
100.1	—	100.2	—	100.4	—	100.2	—	100.2	—	101.1	—
99.2	—	97.8	—	97.5	—	98.9	—	98.3	—	99.4	—

推算したもの。)である。
取扱費には、過額納還付分及び配当割等控除分は含まない。

8 指定都市の状況(令和元年度)(続)

(1) 人口等(続)

区分	京都市		大阪市		堺市		神戸市		岡山市		
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比		
人口(人)	1,468,525	99.8	2,727,255	100.5	830,695	99.7	1,526,639	99.7	721,645	100.0	
世帯数(世帯)	721,642	100.7	1,416,304	101.5	357,267	100.7	718,481	100.5	327,462	101.0	
面積(km ²)	827.83	100.0	225.21	100.0	149.82	100.0	557.02	100.0	789.95	100.0	
人口密度(人/km ²)	1,774	99.8	12,110	100.5	5,545	99.7	2,741	99.7	914	100.1	
一般会計	歳入額(A)	772,822,889	99.7	1,770,650,802	102.9	420,845,498	103.8	812,701,352	105.7	340,004,678	102.5
	歳出額	770,493,631	99.8	1,763,457,046	102.6	418,170,674	104.1	803,678,569	105.8	324,373,664	102.8
基準財政	収入額(B)	245,852,795	103.6	590,147,508	101.3	131,650,114	99.9	258,088,540	100.4	115,946,248	101.3
	需要額(C)	303,902,630	102.7	634,235,259	101.5	164,963,936	103.2	330,954,974	102.5	148,243,111	102.8
市税	予算額(D)	303,529,000	104.5	768,821,911	104.4	151,193,000	103.1	309,521,816	102.5	130,947,411	103.3
	調定額(E)	308,789,391	104.8	787,421,765	105.2	153,706,026	102.5	314,325,688	102.7	134,890,212	102.9
	収入額(F)	305,500,402	104.7	776,114,081	105.2	151,522,672	102.6	309,261,707	102.8	131,836,083	103.3
	不納欠損額	536,189	158.9	1,240,154	73.7	203,261	108.0	472,990	76.6	203,869	63.9
徴税費(G)	6,189,285	90.1	12,977,849	107.2	2,887,268	103.0	7,354,909	102.7	2,397,522	106.6	
道府県民税徴収取扱費(H)	2,026,018	98.1	3,941,598	105.2	1,203,793	99.4	2,164,683	101.3	1,041,198	101.4	
徴税費の割合(G-H)/F	1.4	—	1.2	—	1.1	—	1.7	—	1.0	—	
税務職員数(臨時職員含む)	607	100.0	1,148	96.6	324	99.7	537	90.1	221	97.4	
率	一般会計歳入額中に占める市税の割合(F/A)	39.5	—	43.8	—	36.0	—	38.1	—	38.8	—
	基準財政収入額/基準財政需要額(B/C)	80.9	—	93.0	—	79.8	—	78.0	—	78.2	—
	市税収入額	対予算比(F/D)	100.6	—	100.9	—	100.2	—	99.9	—	100.7
	対調定比(F/E)	98.9	—	98.6	—	98.6	—	98.4	—	97.7	—

(注) 1 人口等は、平成31年1月1日現在(平成27年国勢調査推定値を基数とし、以後の住民基本台帳の増減を加減して
2 徴税費等は、「令和2年度 市町村税課税状況等の調、第39表」の令和元年度実績によるため、道府県民税徴収

(単位 千円・人・%)

区分	広島市		北九州市		福岡市		熊本市		
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比		
人口(人)	1,199,543	100.1	944,772	99.5	1,582,368	100.8	740,068	100.0	
世帯数(世帯)	547,165	100.9	430,500	100.4	807,621	101.6	324,366	101.0	
面積(km ²)	906.68	100.0	491.95	100.0	343.39	100.0	390.32	100.0	
人口密度(人/km ²)	1,323	100.1	1,920	99.4	4,608	100.8	1,896	99.9	
一般会計	歳入額(A)	654,764,969	101.4	549,895,481	100.3	877,246,493	103.0	396,304,233	102.1
	歳出額	650,870,814	101.3	546,474,270	100.2	864,576,415	103.1	388,346,701	102.7
基準財政	収入額(B)	201,980,640	101.0	150,684,351	101.5	282,052,655	102.9	103,622,421	103.3
	需要額(C)	246,740,727	102.5	214,028,302	103.0	316,292,497	102.9	147,626,100	103.1
市税	予算額(D)	239,288,240	103.2	175,428,200	102.2	340,448,108	104.2	117,335,000	104.2
	調定額(E)	244,128,021	101.4	179,367,497	102.9	348,873,296	103.6	120,562,774	103.5
	収入額(F)	239,772,086	102.4	176,547,996	102.9	344,453,594	103.6	117,804,098	103.9
	不納欠損額	257,546	11.6	239,618	93.3	341,886	86.7	321,614	61.1
徴税費(G)	4,298,173	101.7	4,300,831	104.7	6,283,498	115.2	2,264,594	106.3	
道府県民税徴収取扱費(H)	1,809,001	101.8	1,314,683	101.2	2,269,191	102.3	1,128,452	100.0	
徴税費の割合(G-H)/F	1.0	—	1.7	—	1.2	—	1.0	—	
税務職員数(臨時職員含む)	431	102.4	383	98.0	528	100.2	271	94.8	
率	一般会計歳入額中に占める市税の割合(F/A)	36.6	—	32.1	—	39.3	—	29.7	—
	基準財政収入額/基準財政需要額(B/C)	81.9	—	70.4	—	89.2	—	70.2	—
	市税収入額	対予算比(F/D)	100.2	—	100.6	—	101.2	—	100.4
	対調定比(F/E)	98.2	—	98.4	—	98.7	—	97.7	—

推算したもの。)である。
取扱費には、過額納還付分及び配当割等控除分は含まない。

令和 2 年 度
市 税 概 要
令和 3 年 3 月 発 行

編集
発行 川崎市財政局税務部税制課

川崎市川崎区砂子 1 丁目 8 番地 9
川崎御幸ビル 5 階
電 話 044(200)2111(代 表)